

技能者に対する表彰制度の概要

表彰名	受付期間	概要	被表彰者数	表彰期日	表彰場所	備考
知事表彰	2019 4. 1 (月)	<p>次の要件を備えている者を表彰する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 極めて優れた技能（技能検定1級相当）を有し、経験年数15年以上、かつ満35歳以上で、現にその技能を要する職業に従事している者であること。 ただし、全国技能グランプリ又は技能五輪全国大会において3位以上の成績を収めた者は、経験年数10年以上、満30歳以上。（基準日 2019年11月10日） 就業を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。 <p>※ 兵庫県青年優秀技能者表彰受賞者は、受賞より5年以上を経過していること。</p>	概ね 160名	11月10日 (表彰式は表彰期日以降に挙行します。)	兵庫県公館 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> 被表彰者の出席のもとに表彰式を行う。 受賞者の住所、氏名等を記者発表し、県公報に掲載する。
	5. 31 (金)					
表彰	2019 4. 1 (月)	<p>次の要件を備えている者を表彰する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 極めて優れた技能（技能検定1級相当）を有し、経験年数7年以上、かつ満35歳未満で、現にその技能を要する職業に従事している者であること。 ただし、全国技能グランプリ又は技能五輪全国大会において3位以上の成績を収めた者、若しくは同等レベルの全国大会において優秀な成績を収めた者は、経験年数に関わらず満35歳未満。（基準日 2019年11月10日） 生産性や安全性の向上等に貢献した者であること。 優れた技能をもって、将来にわたって当該職業に従事し、技能後継者としての活躍が期待される者。 	概ね 30名	11月10日 (表彰式は表彰期日以降に挙行します。)	神戸市内	<ul style="list-style-type: none"> 被表彰者の出席のもとに表彰式を行う。 受賞者の住所、氏名等を記者発表する。
	5. 31 (金)					
厚生労働大臣表彰	2019 2. 1 (金)	<p>知事は、県内に就業している者であって、次の要件を満たす者から選考して厚生労働大臣に推薦する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県技能顕功賞の受賞者であること。 その技能が全国を通じて第一人者と目されており、現にその技能を要する職業に従事している者であること。 <p>(基準日 2019年11月1日)</p> <p>※ 全国技能グランプリや技能五輪全国大会上位入賞者、もしくは技能に関する広域の業界団体からの表彰受賞者など。</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。 	全国で概ね 150名	11月 (予定)	東京都内	<ul style="list-style-type: none"> 被表彰者の出席のもとに表彰式を行う。 受賞者の住所、氏名等を記者発表する。
2. 25 (月)						

※ 被表彰者は、技能的側面はあるものの、社会通念上、**技術者と見なされる者**は、**推薦の対象から除外**されるものであること。